

## 議案第 28 号

### 訴えの提起について

定住促進住宅の明渡等請求事件に関する訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 相手方

##### (1) 入居者

住所

氏名

##### (2) 連帯保証人

住所

氏名

#### 2 事件名

建物明渡等請求事件

#### 3 請求の趣旨

(1) 入居者に対し、定住促進住宅の明渡し並びに滞納家賃等及び損害賠償金の支払を求める。

(2) 連帯保証人に対し、連帯保証債務の履行を求める。

#### 4 請求の原因

(1) 入居者は、勝山市定住促進住宅管理条例（平成 21 年勝山市条例第 24 号）第 15 条第 2 項の規定により家賃等の支払義務を有するが、入居者は、市からの再三にわたる家賃等支払の催告にもかかわらず、家賃等の支払義務を履行せず、多額の家賃等を滞納している。

(2) 連帯保証人は、請書に基づき家賃等の支払義務を有するが、連帯保証人は、市からの家賃等支払の催告にもかかわらず、家賃等の支払義務を履行しない。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 相手方から退去及び滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

令和8年9月8日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

定住促進住宅の明渡等請求事件に関して訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。